

(参考3) 対中国經過的セーフガードと一般セーフガードとの比較

	対中国經過的セーフガード(中国加入議定書)	一般セーフガード(WTO協定)
発動対象国	中国	無差別適用
発動要件	中国産品の輸入の増加により、国内産業に市場かく乱又はそのおそれ(中国産品の輸入急増により国内産業に実質的な損害又はそのおそれがある場合は、市場かく乱が存在。)	予見されなかった事情の変化による、輸入の相対的又は絶対的増加により、国内産業に <u>重大な損害又はそのおそれ</u>
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>二国間協議に基づく中国側の措置</u> ・ (協議で60日以内に合意が成立しない場合) <u>市場かく乱を防止又は救済するのに必要な限度</u>の輸入数量制限又は関税引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大な損害を防止又は救済し調整を容易にするために必要な限度の輸入数量制限又は関税の引上げ(輸出国側の自主的措置は禁止) ・ <u>輸入数量制限の場合は、最近3年間の平均を下回らない水準</u>
調査手続	あらかじめ定められ公表された手続に従い調査を行った後にのみ措置が可能。(公告、利害関係者からの意見募集等を含む。)	あらかじめ定められ公表された手続に従い調査を行った後にのみ措置が可能。(公告、利害関係者からの意見募集等を含む。)
暫定措置	遅延が回復し難い損害をもたらす危機的な事態があり、市場かく乱等を推定できる場合は <u>200日以内の暫定的な輸入数量制限又は関税引上げが可能</u>	遅延が回復し難い被害をもたらす危機的な事態があり、重大な損害等を推定できる場合は <u>200日以内の暫定的な関税引上げが可能</u>
通報・協議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解決策を求めるため中国と協議する。 ・ 協議の要請及び措置の発動の際にWTOに通報する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ セーフガード措置の実施の前に利害関係国に通報し<u>補償等</u>について協議する。 ・ 調査の開始、損害の認定及び発動決定の際にWTOに通報する
補償措置	規定なし	措置前の協議において合意に努力
発動期間	<u>市場かく乱を防止又は救済するのに必要な期間</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大な損害を防止又は救済し調整を容易にするために必要な期間 ・ <u>最長4年以内(延長した場合合計8年以内)</u>
措置の漸進的緩和	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年を超える措置は、漸進的緩和 ・ 3年を超える措置は中間時点より前に見直し
再発動制限	調査の対象となった産品については、 <u>前回の調査の終了後1年は、正当な理由のない限り調査を開始できない。</u>	既発動産品への再発動は、 <u>従前の発動期間と同一の期間禁止</u> (但し、最低2年は発動不可)
対抗措置	他国の措置に対し中国は、輸入の増加が <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>相対的な場合、発動後2年が経過した後に、</u> ・ <u>絶対的な場合、発動後3年が経過した後に、</u> 実質的に等価値の対抗措置が可能	輸入の増加が <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>相対的な場合、発動後ただちに、</u> ・ <u>絶対的な場合、発動後3年が経過した後に、</u> 実質的に等価値の対抗措置が可能
貿易転換に対する措置	中国側又は第三国の措置による、 <u>自国市場への著しい貿易転換又はそのおそれのある場合</u> 、協議で合意不成立であれば、中国産品に対し輸入数量制限又は関税引上げを行うことができる。	規定なし
適用期間	中国の加盟後 <u>12年間に限定</u>	<u>恒久的な制度</u>